

新本庁舎低層部等事業スキーム検討及び公募要項策定支援等業務委託_質問・回答書

令和5年12月1日（金曜日）までに、質問書（様式1）によりいただいた質問に対する本市回答は以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問項目	質問内容	質問に対する本市の考え方
1	公募型 プロポーザル 実施要領	P6	参加表明書等の作成 7.(3).イ	業務実績を1件記載することとなっているが、実施要領第3章の参加要件うち(5)①の民間活力導入可能性調査業務及び公募要項作成等に係る業務が1つの業務委託に含まれていない場合、どのように記載すれば良いか。	双方の業務実績がある場合、それぞれ1件ずつ、計2件の業務実績を記載願います。
2	仕様書	P10	関連業務について 別紙1	令和5年度に別途業務で実施している「賑わい創出社会実験企画運営」と「(仮称)新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援」について、令和6年度も類似業務を実施する予定なのか。実施する場合、本業務との位置づけを知りたい。	当該業務委託の期間は今年度限りとしているが、「(仮称)新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援」については、今年度、地元関係者や学識経験者、庁内関係部署の職員などで構成される協議組織を立ち上げたところであり、地域協議組織と低層部の民間事業者、行政の役割分担などについて議論をいただいています。 次年度以降、その議論を踏まえ、地域協議組織を立ち上げることも想定されるため、必要に応じて業務の実施を検討する予定ですが、現時点では未定です。
3	公募型 プロポーザル 実施要領	P6	参加表明書等の作成 7.(3).イ	実施要領第3章(5)①の民間活力導入可能性調査業務及び公募要項作成等に係る業務について、同一業務で双方を満たす実績以外に、それぞれ別業務(別の対象地の業務)で実績を満たすことでも、当該条件の実績としてみなされるか。	お見込みの通りです。 なお、2件の別業務で実績を満たす場合には、1の質問に対する本市の考え方の通り、当該2件の業務実績を様式に記載願います。
4	公募型 プロポーザル 実施要領	P4	参加表明書等の作成 7.(1).カ	実績としての成果品について、成果品は発注者の守秘義務もあるため、業務の履行状況が把握できれば、成果品の一部(目次等)でも問題ないでしょうか。	問題ありません。
5	公募型 プロポーザル 評価要領	P1	参加表明書評価 2.(1)①~③	参加表明書評価、①~③業務実績、総括担当者及び主担当者について、業務実績が同種業務が類似業務かに関して内容を評価されるため、複数件あっても加点評価されることはないという理解でよろしいでしょうか。同種の実績が1件あればA評価になると理解しています。	お見込みの通りです。